

# 新庄市物価高騰対策生活応援商品券 発行のお知らせ

エネルギー・食料品等の価格高騰の影響を受けている市民生活を支援するため、市内の取扱店で使用できる期間限定の商品券を発行いたします。

## かむてん商品券



### 〈商品券ご利用上の注意〉

1. この商品券は「かむてん商品券」のステッカーのあるお店でご利用できます。
2. 表面の金額と同額の商品・サービス等にご利用できますが、一部ご利用いただけ商品がありますのでご注意ください。
3. 現金との換金及び第三者への転売、譲渡はできません。またお釣りはお出しできません。
4. 使用期間後の使用及び払い戻しはできません。

名称(店名)  
取扱店記入欄

●問合せ先 / 新庄商工会議所 〒996-0022 新庄市住吉町3番8号 ☎0233-22-6855



かむてん © 新庄市×富樫義博

### 対象者

令和6年1月1日時点で新庄市の住民基本台帳に登録されている方

### 商品券の金額

上記の対象者1人あたり3,000円分(500円券×6枚)  
世帯主様宛に世帯人数分まとめて同封しております。

### 利用期間

令和6年4月8日(月)～令和6年7月31日(水)

### 利用可能 店舗

同封されている「取扱一覧表」のとおりですが、随時追加されていますので、新庄商工会議所のホームページをご確認ください。

新庄商工会議所HP <http://sjcci.or.jp/>



### 商品券 使用上の注意

- ▶ 商品券は取扱店舗のみで利用できます。また利用期間終了後は利用できません。
- ▶ 商品券による商品の購入・支払いの際は、釣銭は発生しません。
- ▶ 商品券の転売・譲渡及び換金はできません。
- ▶ 商品券は交付された本人及び代理人に限り使用できます。
- ▶ 商品券の盗難・紛失・破損等があっても再発行はできません。
- ▶ 商品券は換金性の高い商品(図書カード・プリペイドカード等)やたばこ・市指定のごみ袋の購入等には使用できません。



かむてん © 新庄市×富樫義博

## お問合せ

新庄市商工観光課 企業立地・商工振興室

〒996-8501 新庄市沖の町10番37号

TEL 0233-29-5847

新庄商工会議所

〒996-0022 新庄市住吉町3番8号

TEL 0233-22-6855

※本商品券事業は、新庄市の委託を受け新庄商工会議所が実施いたします。